

議案 (2) 緑化推進活動資産の取崩しについて

令和 5 年度事業に係る収支決算の結果、事業活動収支差額が 754, 947 円の赤字となったことから、流動資産である緑化推進活動資産から 700, 000 円を取り崩し運転資金に充当する。

○参考

【協会定款】 抜粋

(資産の管理)

第 45 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

【緑化推進活動資産の設置、管理及び運用に関する規程】 抜粋

(資産)

第 2 条 資産は、「緑化推進活動資産」とする。

2 資産の規模は毎年度の理事会で協議し決定する。